

## 現在を生きる

国立療養所 大島青松園 大西笑子(島根県出身)

今年2014年は、瀬戸内海、高松港から8kmにある小島、大島青松園が開園して105年にあたる。その初年に島根県から女性一人が入園されたというが、一年足らずで亡くなっている。

以来、長年警察による強制収容が続けられどれほどの人が、泣き苦しんだことであろうか、例え何十年経とうとも、思い出すと涙が止まらない。今、ペンをもちながらもハンカチをはなせないのである。

昭和30年1月に、岩国から夜行列車に乗り翌日島に辿り着いた私は、強制的ではなく病気と気付き、早く行って治したい一心で来たのであった。

それというのも、父が昭和17年に入園していたこともあり、ある程度は判っていたからでもあった。しかし一度入ると簡単に退園ができるころではないことを、すぐにまわりの人から聞かされたのである。

いろいろとあり、以来60年が経とうとしている。ここで言いたいのは、あんなにも怖がられ差別されてきた病気とはいえ、当園へ島根県から入園された人は、私を最後に一人も居ないのである。これほど発病する人もいないのに、何故これ程までに苦しまなければならなかったのか…。

その一番は、「らい予防法」という間違っただ法律があった故に、遺伝する、伝染すると恐れられたり、嫌われたことは確かである。あの法律さえなかったら、これ程までの差別は受けなかったのである。

長年にわたり、予防法廃止の闘いを続けてこられた「全療協」が、あったからこそ今日を迎えることができたのだと思う。1996年に予防法が廃止さ



れた途端に、社会の皆さんの頭はきり変わりました。これも驚くほどの早さでした。

小、中、高校生をはじめ、一般の方と、島を訪ねる方は、どんどんと増え、その変わりようには目を見張るものがありました。

ハンセン病は治ったといっても、病気による後遺症を消すことはできません。それも悔しさの一つである。しかし現在の私は、開き直ったというか、この後遺症は決して悪い事をしたから、例えば罪を犯してなったのではないのだから隠すことはないと思えるようになった。

現在では、訪ねて来られた人の中には握手を求められる方もあるので、応じられる自分になっているのである。

昭和17年の夏の夜、トラックに積まれ連れて行かれた父、せめてあと1ヶ月あれば納屋の完成を見ることができたであろう、大工であった父の悔しさも忘れることはできない。

「らい予防法」の廃止を知ることなく、亡くなられた多くの先輩の事を思う時、生きて今を知ることのできた、私は幸せです。

来てくれた子どもたちに、必ず言うことがある。

「おじいちゃん、おばあちゃんにハンセン病は怖くないって言ってちょうだいね。

すぐにできることでしょ。」

そして「ハンセン病にかかった人だけじゃないよ。誰も差別しちゃいけないよ。」と。



●大西さんの川柳です

棧橋が 流した涙 知っている  
この手にも 握手もらえる 世になりぬ  
夢に見る ふるさとの路 細いまま

大島青松園のモニュメント「風の舞」

「せめて死後の魂は、風に乗って島を離れ、自由に解放されますように」という願いが込められている。

# 島根県藤楓協会の活動

島根県藤楓協会はハンセン病に関する支援活動を行っています

皆さまのご寄付で  
たくさんの笑顔と交流が生まれています

## 里帰り事業

療養所入所者の皆さんのふるさとへの想いに応えるため、'ふるさとの名所巡り'や'思い出の場所の見学'などの支援を行っています。



出雲市立高松小学校訪問

## 訪問事業

里帰りに参加できない療養所入所者の皆さんにお会いするため、療養所を訪れて交流活動を行ったり、歴史を学んだりしています。



出雲大社参拝(出雲市大社町)

## 交流促進事業

療養所入所者(県出身者)の皆さんと地域との交流を促進するため、療養所の訪問交流などを実施した団体への補助事業等を行っています。ご活用ください。

## 普及啓発事業

看護学生研修に参加された学生さんの感想です。

- ハンセン病って怖くない、治るんだ、患者はもういない。たくさんの方に広めたいです!!
- 私達自身が偏見や差別という過ちを繰り返さないために、福島の原発問題など、差別の対象となりやすい様々な問題を見極めていくことが大事だと思いました。

ハンセン病療養所入所者の作品展

**笑みテン** (仮称)  
~いつでも笑みを~

日にち 平成26年11月28日(金)~30日(日)

場所 島根県立美術館 1階 ギャラリー

陶芸や絵画、写真、手芸、書、川柳 その他  
たくさんの楽しい作品が並びます。  
入所者の方との座談会も開く予定です。

ぜひ、来てください

※療養所入所者の作品



人の命は何より大事です。  
そして、自由に生きる権利は私たちみんなのもので、  
気づかないうちに、いろんな場面で差別してませんか。  
これからの時代、私たちは同じようなことを  
繰り返さないでしょうか。  
ハンセン病問題を通して、考えてみましょう。

お問い合わせなど、お気軽にお電話ください。

【連絡先】 島根県藤楓(とうふう)協会 事務局  
(島根県 健康福祉部 健康推進課内)  
住所 〒690-8501 松江市殿町1番地  
電話 0852-22-5329 FAX 0852-22-6328